

第七十六号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第十三条第八項第二号中「含む。」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第五号中「同条第二項」の下に「（パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第八項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた同

項の退職手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行を踏まえ、職員が死亡した場合に退職手当を支給する遺族の範囲に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。